

# 事後評価総括表

平成 21 年 6 月 25 日現在

事業名	西条地区工業用水道事業	事業者名	愛媛県		
事業の概要	<p>西条地区工業用水道事業は、昭和 39 年に国から指定を受けた東予新産業都市建設基本計画に基づき、県が策定した加茂川総合開発事業の一環として、西条市及びその周辺工業地帯に日量 229,000 m<sup>3</sup>の工業用水を確保・供給する計画のもとに、黒瀬ダムの建設に合わせて、昭和 48 年度から工業用水専用施設の建設を開始し、昭和 59 年度から西条地区、平成 9 年度から新居浜地区、壬生川地区に給水を開始した。</p> <p>しかし、2 度にわたるオイルショックや産業構造の変化、瀬戸内海地域の環境規制の強化等により、大量に工業用水を使用する企業の立地が進まなかったことや、工場の水リサイクル技術が向上したことにより、工業用水の需要は当初の見込みほど伸びていない。</p> <p>また、給水開始以来、25 年以上が経過し、給水先と想定していた臨海部の工業団地に企業立地が進みほぼ完売となっており、今後、新規受水企業の進出による飛躍的な工業用水の需要増加が見込めない状況であるうえに、平成 20 年度に、受水企業や地元市に対し将来確保要望水量調査を行った結果でも、現契約水量と確保要望水量の総計は約 77,500 m<sup>3</sup>/日にとどまっている。</p> <p>このため、県としては、将来の新規立地などに備えて約 10,000 m<sup>3</sup>/日を確保することとし、計画給水量を 229,000 m<sup>3</sup>/日から 87,420 m<sup>3</sup>/日へ縮小変更を行い、工業用水道事業の経営健全化を図ることとしている。</p>				
一次評価	事前評価（当初計画）時	事後評価（規模縮小）時			
① 需要の見直し	給水区域 西条市及びその周辺工業地帯	給水区域 西条市及びその周辺工業地帯			
	立地業種と需要量(昭和 46 年事業届時)	立地業種と需要量			
	立地業種	計画水量(m <sup>3</sup> /日)	立地業種	現契約水量(m <sup>3</sup> /日)	計画水量(m <sup>3</sup> /日)
	繊維工業	30,000	繊維工業	1,620	4,620
	化学工業	100,000	化学工業	12,510	18,810
	非鉄金属製造業	23,000	非鉄金属製造業	13,400	13,700
	一般機械器具製造業	2,500	一般機械器具製造業	1,610	1,610
			食料品製造業	110	110
			飲料・たばこ・飼料製造業	7,000	7,000
			パルプ・紙・紙加工品製造業	500	500
		プラスチック製品製造業	15	20	
		窯業・土石製品製造業	110	110	
		鉄鋼業	5,450	7,700	
		金属製品製造業	200	220	
		電子部品・デバイス製造業	10,880	10,910	
その他	73,500	その他	7,475	22,110	
計	229,000	計	60,880	87,420	
給水量及び需要発生時期		給水量及び需要発生時期			
・計画給水量	229,000 m <sup>3</sup> /日	・計画給水量		87,420 m <sup>3</sup> /日	
・当初需要予測 需要発生時期		・現契約給水量(H21.6.1)		60,880 m <sup>3</sup> /日	
昭和 48 年 10 月～	144,000 m <sup>3</sup> /日	・需要予測(既存企業からの増量要望に基づく、 ( ) 内は新規立地企業増量分を含む)			
最大需要発生時期		平成 21 年度末	61,585 m <sup>3</sup> /日 (62,683)		
昭和 53 年 4 月～	229,000 m <sup>3</sup> /日	平成 22 年度末	67,915 m <sup>3</sup> /日 (70,112)		
		平成 23 年度末	68,905 m <sup>3</sup> /日 (72,200)		
		平成 24 年度末	71,375 m <sup>3</sup> /日 (75,768)		
		平成 25 年度末	73,155 m <sup>3</sup> /日 (78,647)		
		平成 26 年度末	76,125 m <sup>3</sup> /日 (82,715)		
		平成 27 年度末	76,595 m <sup>3</sup> /日 (84,283)		
		平成 28 年度末	77,065 m <sup>3</sup> /日 (85,852)		
		平成 29 年度末	77,535 m <sup>3</sup> /日 (87,420)		

② 施設 建設 計画	<p>施設規模</p> <p>○計画事業費 17,100,000 千円</p> <p>○各事業の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>貯水池 1 式</li> </ul> </li> <li>・取水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>取水堰堤 延長 98.7m</li> <li>沈砂池 2 池</li> </ul> </li> <li>・導水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>導水管 内径 2 m 延長 108m</li> <li>導水ずい道 内径 2 m 延長 1,668m</li> </ul> </li> <li>・浄水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>沈殿池 1 2 池</li>   <li>浄水池 4 池</li> <li>汚泥処理設備 1 式</li> </ul> </li> <li>・配水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>配水管 内径 0.1~1.5m 1 式</li> </ul> </li> </ul>	<p>施設規模</p> <p>○事業費 16,686,278 千円 進捗率 97.6%</p> <p>○各事業の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>貯水池 1 式</li> </ul> </li> <li>・取水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>取水堰堤 延長 98.7m</li> <li>沈砂池 2 池</li> </ul> </li> <li>・導水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>導水管 内径 2 m 延長 108m</li> <li>導水ずい道 内径 2 m 延長 1,668m</li> </ul> </li> <li>・浄水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>沈殿池 1 2 池 (機械設備、傾斜板は 4/12 池のみ整備済) (給水量増に合わせ 6/12 池まで整備予定)</li> <li>浄水池 4 池</li> <li>汚泥処理設備 1 式 (ろ過面積の 4/12 を整備済) (給水量増に合わせ 6/12 まで整備予定)</li> </ul> </li> <li>・配水施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>配水管 内径 0.1~1.5m 1 式</li> </ul> </li> </ul>
	③ 費用 便益 分析	<p>調達コスト削減便益による事業評価</p> <p>評価期間 4 3 年</p> <p>B 総便益 約 1 2 5 2. 4 億円</p> <p>C 総費用 約 3 2 3. 6 億円</p> <p>費用便益比 B/C = 3. 8 7</p>
一 次 評 価	<p>一次評価に揚げる変動要因の分析</p> <p>西条地区工業用水道事業は、昭和 39 年に国から指定を受けた東予新産業都市建設基本計画に基づき、県が策定した加茂川総合開発事業の一環として、西条市及びその周辺工業地帯に日量 229,000 m<sup>3</sup>の工業用水を確保・供給する計画のもとに、黒瀬ダムを建設し、昭和 48 年度からは工業用水専用施設の建設を開始した。しかし、工業団地の造成の遅れや企業立地が進まなかったこともあり、西条地区には昭和 59 年度から、新居浜地区及び壬生川地区には平成 9 年度から給水を開始した。</p> <p>他方、オイルショック以降の産業構造の変化、工場での水リサイクル技術の進展、瀬戸内海の環境規制の強化により、工業用水の需要は当初の見込みほど伸びず、平成 21 年 6 月 1 日時点で日量 60,880 m<sup>3</sup>に留まっている。</p> <p>また、現在は主たる給水先である臨海部の工業団地には企業立地が進み、残存する工業団地が減少しており、今後、飛躍的な工業用水の需要増加が見込めない状況であり、平成 20 年度に、受水企業や地元市に対して実施した将来確保要望水量調査を行った結果でも、契約水量（平成 21 年 3 月末時点：60,770 m<sup>3</sup>/日）に加え、16,765 m<sup>3</sup>/日の将来需要しか報告されていないが、将来の新規立地などにも対処するため約 10,000 m<sup>3</sup>/日を確認し、計画給水量を 87,420 m<sup>3</sup>/日とすることで対応する。</p>	<p>事業計画に係る変更案の検討</p> <p>計画給水量を、将来の需要見通しに伴って日量 229,000 m<sup>3</sup>から日量 87,420 m<sup>3</sup>に縮小することとしており、また、今後想定される工業用水の需要に対しては、既に主要構造物の建設は完了しているため対応可能であることから、現在「休止」となっている本補助事業を「中止」する。</p> <p>なお、愛媛県が設置した「西条地区工業用水道事業計画給水量の変更に関する評価委員会」で、「当初計画における計画給水量は、当時の経済状況や産業構造から達成可能なものとして計画されたが、給水開始から 25 年が経過した現在でも、契約水量が日量約 60,000 m<sup>3</sup>にとどまっているのは、オイルショック以降の産業構造の変化、工場での水リサイクル技術の進展、瀬戸内海の環境規制の強化など事業者として予見し難い事情によるものであり、今後大幅な需要増加が見込めなくなった現在において計画給水量を縮小し、現在「休止」となっている本補助事業を「中止」とする県の判断は、妥当である。」と評価されている。</p>
	対 応 方 針	<p>愛媛県が行った将来確保要望水量調査の結果や工業団地の企業立地状況から、今後大幅な工業用水の需要増加が見込めない状況であることから、計画給水量を縮小し、現在「休止」となっている本補助事業については「中止」とする。</p>
公 表	<p>有（ホームページにて公表）</p>	